

被扶養者資格確認調査（検認）に関するQ & A

1. 本調査について

Q 1 なぜ被扶養者の資格確認調査（検認）が必要なのですか。

A 1 健康保険組合は、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省通達により、認定後も扶養状況の確認を行うことになっているためです。
届け出漏れ等により、認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保組合財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにつながる恐れがあります。

Q 2 「被扶養者資格確認調査票」等を提出しなかった場合は、どうなりますか。

A 2 正当な理由なく期日までに書類の提出がない場合や、必要書類の不備等により当健保組合が審査を行えない場合は、被保険者が審査を受ける意思がないものと判断し、健康保険法施行規則第 50 条第 7 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」に基づいて、本年 12 月 1 日付で被扶養者資格を喪失し、被保険者証は無効となります。

2. 調査票について

Q 3 「被扶養者資格確認調査票」に、就職等により認定要件を満たしていない対象者の名前が記載されていますがどうしたらよいですか。

A 3 被扶養者が「既に就職をしている」「(年金や給与の)収入が増加した」等により、認定要件を満たしていない場合は、速やかに事実発生日付で被扶養者の削除手続きが必要です。

なお、すでに削除手続きがお済みの場合は、調査票に記載された「資格確認対象者氏名」の右余白に「届書提出済」と記入のうえ、ご提出ください。その際、確認書類の添付は不要です。

Q 4 「被扶養者資格確認調査票」等の提出期限の前に被保険者が退職する予定ですが、その場合でも提出が必要ですか。

A 4 調査票に記載された「被保険者氏名」の右余白に、「退職（予定）日」を記入のうえ、ご提出ください。その際、確認書類の添付は不要です。

→ 記入例) ○月○日退職（予定）

Q 5 調査票を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

A 5 再発行いたしますので、当健保組合までご連絡願います。

3. 確認書類について

(1) 全般的なこと

Q 6 確認書類は全て原本を提出しないといけませんか。

A 6 確認書類については、原則として全て「写し」で提出可能です。

Q 7 発行に伴う手数料等はどうか。

A 7 手数料等は、ご自身で負担願います。

Q 8 夫婦共働きで子を扶養していますが、子は、夫の私が加入している労金健保の扶養に入っています。なぜ、妻の収入に関する確認書類の提出が必要なのですか。

A 8 夫婦共同で子を扶養している場合は、夫婦のうち収入の多い方の被扶養者として扱われています。このため、妻も労金健保の被扶養者に認定されている場合や、夫婦が共に労金健保の被保険者である場合を除き、夫婦の収入比較が必要となります。

(2) 【課税（非課税）証明書】または【所得証明書】に関すること

Q 9 対象者の「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」はどこで入手できますか。

A 9 本年1月1日時点で住民登録されている市区町村役所にて発行されます。
収入がない場合でも、収入金額が「0円」、「*」、「—」等と記載された証明書が発行されますので、提出が必要です。

Q 10 対象者の「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」は必ず提出しなければなりませんか。

A 10 対象者が昼間部（全日制）の学生である場合や、平成29年3月以降に昼間部（全日制）の高校・大学等を卒業した方で、現在就職していない場合等は、調査票【設問4】の回答欄にその旨を記入することで提出を不要とします。

→ 記入例)「本年3月に昼間部（全日制）の大学を卒業後、現在就職活動中」

Q 11 対象者は平成28年中から現在に至るまで収入はありませんが、それでも対象者の「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の提出が必要ですか。

A 11 対象者が平成28年中に、被扶養者の収入要件を満たしていたかの確認を行うため、提出が必要です。※収入がなかったことの確認書類になります。

Q 1 2 「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の代わりに、対象者の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定／変更通知書（納税義務者用）」（お住まいの地域によって、名称が一部異なる場合があります）を提出してもよいですか。

A 1 2 対象者が給与収入者の場合、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定／変更通知書（納税義務者用）」でも給与以外の収入の有無を確認できるため、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の代用として提出可能です。

Q 1 3 「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の代わりに、「源泉徴収票」を提出してもよいですか。

A 1 3 「源泉徴収票」では給与以外の収入の有無を確認できないため、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の提出が必要です。

Q 1 4 昨年、海外に居住していたため、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」が発行されませんが、どうしたらよいですか。

A 1 4 調査票【設問 4】の回答欄に「〇〇年〇月〇日まで海外居住」と記入のうえ、現在収入がある場合はその他の確認書類と併せてご提出ください。

Q 1 5 資格確認対象者は昨年 6 月に退職し、現在は収入がありません。「課税（非課税）証明書」等には在職中の収入が記載されていますが、問題ないですか。

A 1 5 調査票【設問 4】の回答欄に「〇〇年〇月〇日退職後無収入」と記入のうえ、ご提出ください。

Q 1 6 自営業をしているが、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」に営業所得等の記載があれば、「確定申告書」と「収支内訳書」の提出は不要ですか。

A 1 6 自営業等の事業収入がある方の収入は、総収入から労金健保が認めた必要最低限の経費を差し引いた金額で判断しますので、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の他に、「確定申告書」と「収支内訳書」の提出が必要です。

Q 1 7 自営業を営んでいたが、今年になって廃業した場合（現在収入なし）はどのような書類を提出すればよいですか。

A 1 7 以下の 4 点を提出してください。

- ① 調査票、②平成 29 年度「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」、
- ③「平成 28 年分確定申告書」（平成 28 年中の収入の申告）と「収支内訳書」、
- ④「廃業届（届け出先の受付印のあるもの）」

(3) 現在の「収入を証明するもの」に関すること

Q 1 8 給与明細書を紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。

A 1 8 直近の3カ月分の給与が振り込まれている通帳（口座名義が記載されている表紙と振込金額が記載されている頁）の写しを提出してください。なお、不要な情報については、黒く塗りつぶしていただいて構いません。

Q 1 9 検認対象者の就労にかかる給与明細書の平均給与額（残業手当や通勤手当を除く）が8.8万円以上の場合、なぜ、雇用契約書も併せて添付しなければならないのですか。

A 1 9 平成28年10月から短時間労働者の健康保険適用拡大が実施されたことにより、平均給与額が8.8万円以上の場合、被保険者の資格取得要件を満たす可能性があります。
この適用拡大に併せ、資格取得要件の判断基準の考え方が、労働時間等の「実態ベース」から、「雇用契約書（形式）ベース」に変更されたため、雇用契約書の内容を確認する必要があります。

Q 2 0 年金振込通知書や年金額改定通知書を紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。

A 2 0 直近の年金が振り込まれている通帳（口座名義が記載されている表紙と受給金額が記載されている頁）の写しを提出してください。なお、不要な情報については、黒く塗りつぶしていただいて構いません。

Q 2 1 夜間部、通信教育等の学生を扶養していますが、なぜ「学生証」または「在学証明書」の他に、収入確認書類の提出が必要なのですか。

A 2 1 昼間部（全日制）以外の学生の場合は、日中に長時間就労していることも見受けられるため、「学生証」または「在学証明書」の他に、収入確認書類を提出していただいております。

(4) 【住民票】に関すること

Q 2 2 「住民票」は必ず提出しなければなりませんか。

A 2 2 対象者の続柄が被保険者の「子」である場合に限り、提出は不要です。

Q 2 3 「住民票」の交付を受けましたが、個人番号（マイナンバー）が記載されていませんでした。このまま提出してもよいですか。

A 2 3 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の交付を受けた場合は、必ず個人番号（マイナンバー）部分をマジックペンで塗りつぶす等のマスキング処理をし

たうえでご提出ください。

(5) 「送金（仕送り） 確認書類」に関すること

Q 2 4 対象者と別居をしている場合は、送金（仕送り） 確認書類は必ず提出しなければなりませんか。

A 2 4 次のケースに限っては、送金（仕送り） 確認書類の提出は不要です。

①対象者が、「昼間部（全日制）の学生」「収入がない夜間部・通信教育等の学生」の場合（ただし、いずれも社会人経験がないこと）。

②被保険者の単身赴任による別居で対象者が被保険者の配偶者と同居している場合（同居の延長と考えます）。

Q 2 5 対象者と別居をしているため、「送金（仕送り） 確認書類」が必要とのことですが、具体的にはどのような書類が必要ですか。

A 2 5 金融機関口座への振込記録（通帳、ご利用明細書等）または現金書留の送金控えで、いずれの場合も、送金者・受領者・送金金額・送金年月日の全てが確認できる書類を直近6カ月分提出してください。

※対象者が長期療養等により施設入所している場合は、「（被保険者あて）入所費用の領収書」または「被保険者が対象者の介護者・保護者等であることがわかる書類」をご提出ください。

※居所の距離に関係なく、「手渡し」や「一括送金」は認められません。

4. 収入基準（範囲）について

Q 2 6 パート・アルバイトによる給与収入がある場合は、総支給額（税金等控除前）と手取り額（税金等控除後）のどちらで判断しますか。

A 2 6 総支給額（税金等控除前）で判断します。ただし、交通費（実費）については収入とみなしません。

Q 2 7 パート・アルバイトによる給与収入の限度額は、月額108,334円（60歳以上等の場合は150,000円）未満とありますが、月によって限度額を超えてしまうときは、扶養から外れなければなりませんか。

A 2 7 直近3カ月分の給与明細書等の提出により、1カ月の平均額が限度額を満たしているかで判断します。なお、直近の平均額で判断できない場合は、別途年間収入が確認できる書類の提出により審査を行います。ただし、勤務先で健康保険の資格取得要件（※）を満たしている場合は、収入要件を満たしていても、被扶養者とは認められません。

※「健康保険の資格取得要件」とは、短時間就労者（いわゆるパートタイマー）についても、働いている時間、日数などがその事業所で同様の業務に従事する常時雇用者のおおむね4分の3以上あれば、原則として被保険者となります。

また、1週間の所定労働時間、1カ月間の所定労働日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の条件をすべて満たす場合は被保険者になります。

- ・厚生年金保険の（任意）特定適用事業所に勤務していること。
- ・週の所定労働時間が20時間以上あること。
- ・勤務期間が1年以上見込まれること。
- ・賃金月額が8.8万円以上であること。
- ・学生でないこと。

Q 2 8 平成29年度「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」に記載の収入は130万円以上であったが、現在は収入がない、または今年度は130万円未満という場合、昨年にさかのぼって、いったん被扶養者の削除を行い、再度被扶養者申請をすることになりますか。

A 2 8 原則として、被扶養者の認定要件を満たさなくなった事実日をもって被扶養者を削除することになりますが、様々なケースがありますので、提出された調査票等を確認したのち、必要に応じて被保険者宛てに照会させていただき、判断をいたします。

Q 2 9 「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」には記載されない障害年金も収入となりますか。

A 2 9 障害年金については、税法上は非課税となりますが、健康保険の被扶養者となるための収入の範囲に含まれます。受給している場合は、直近の年金振込通知書または年金額改定通知書の提出が必要です。

5. 扶養削除について

Q 3 0 被扶養者資格削除の届け出をしたあとの手続きはどうすればよいですか。

A 3 0 （パート就労先等で被保険者資格を取得できる場合を除き）対象者の住民票がある市区町村役所で、国民健康保険への加入手続きが必要となります。手続きの際は「資格喪失証明」が必要になりますので、「被扶養者（異動）届」を提出の際、届け書備考欄に「資格喪失証明書希望」と記入して当健保組合から証明書の交付を受けるか、または、事業所担当者から当健保組合の確認印が押された『被扶養者（異動）届〔副〕』の『写し』をもらってください。

Q 3 1 特に理由もなく、調査票等が期限までに提出されない（必要書類の不備を含む）場合、または審査の結果、被扶養者認定要件に該当しない場合はどうなりますか。

A 3 1 本調査を公平に実施する観点から、被扶養者資格を喪失することとなります。被扶養者が「既に就職をしている」「（年金や給与の）収入が増加した」等により、認定要件を満たしていない場合は、速やかに事実発生日付で被扶養者の削除手続きをお願いします。
期日までにご提出がない（確認書類の不備を含む）等で審査ができない場合は本

年12月1日、また審査の結果、被扶養者の認定要件に該当せず、その日付が特定できない場合は当健保組合が定めた日付で被扶養者の資格を喪失することになります。

なお、資格喪失日以降、当健保組合の資格で保険診療や給付金、健診等の補助金を受けたときは、当健保組合が負担した医療費や給付金、補助金等の返還請求をさせていただきますのでご了承願います。

ご不明な点は下記までお問い合わせ願います。

全国労働金庫健康保険組合 業務部

Tel 03(5217)3162